

野 総 人 第 2 7 7 号
令和5年11月14日

野田市特別職報酬等審議会
会長 原 崇 人 様

野田市長 鈴木 有



議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合について（諮問）

このことについて、野田市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

（諮問事項）

議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合について

(諮問理由)

人事院勧告により、一般職の職員の賞与(期末手当及び勤勉手当)の支給割合は2年連続で引き上げられ、議員及び特別職の職員の期末手当について、一般職の支給割合との乖離が年々広がっていることから、議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合を改定することについて諮問します。